

PCB廃棄物の適正処理に関するガイドライン

平成13年3月

豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会

第 1 章 総 則

1 . 1 目 的

本ガイドラインは、豊田市内において P C B 廃棄物を適正に処理するために必要な事項や方法等を定めたものである。

1 . 2 適 用 範 囲 と ガ イ ド ラ イ ン の 構 成

(1) 適 用 範 囲

本ガイドラインは、P C B 廃棄物を豊田市内において処理する場合に適用する。

(2) ガ イ ド ラ イ ン の 構 成

本ガイドラインは、「第 1 章 総 則」、「第 2 章 P C B 処理を実施する事業主体の果たすべき役割」並びに「第 3 章 豊田市の果たすべき役割」より構成される。

1 . 3 用 語 の 定 義

(1) P C B 廃 棄 物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第二条の四第 1 項第五号イ、ロ及びハに定めるものをいう。

(2) P C B 管 理 区 域

P C B 廃棄物の処理施設内で、外部環境への P C B 漏洩が生じないように厳重に管理して P C B を取り扱う必要のある区域をいう。

第2章 PCB処理を実施する事業主体の果たすべき役割

2.1 事業計画、処理計画、施設整備計画の策定

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、事業計画、処理計画、施設整備計画を策定し、豊田市に提出すること。

2.2 豊田市との協定の締結

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、豊田市と「PCB処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定」を締結すること。

2.3 環境保全・安全対策

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体が、PCB処理の安全性・環境保全性の確保するために実施すべき事項を以下に示す。

2.3.1 テクニカルアセスメント（技術評価）

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、PCB廃棄物の処理技術の採用にあたってテクニカルアセスメント（技術評価）を実施し、その結果に基づいて適切な処理技術を選択すること。テクニカルアセスメントの評価尺度については「2.5.2 PCB廃棄物の前処理及びPCB汚染油の無害化処理」を参照のこと。

なお、処理技術の選定では、内陸に位置し住宅や公共施設、商店等から離れた広大な遊休地がないという豊田市の地域特性、及び処理装置の破損や火災・爆発等の万が一の事故が生じた場合の安全性・環境保全性を最大限考慮すること。

2.3.2 生活環境アセスメント

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて生活環境アセスメントを実施すること。なお、大気質、水質、土壌、騒音、振動等の具体的な評価項目は豊田市環境部局との協議により決定すること。

2.3.3 リスクアセスメント

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、以下のようなリスクアセスメントを実施して、その結果を地域住民の理解を深めるために活用すること。

通常時の排ガス・排水等の一般環境中への排出量と周辺環境・周辺住民への影響の評価

異常時の状況想定とその影響度及び発生確率の推計に基づくリスク評価

2.3.4 環境モニタリング

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、処理開始から処理完了まで継続的に環境モニタリングを実施すること。なお、大気質、水質、土壌、騒音、振動等の

具体的なモニタリング項目や測定頻度、測定場所等は豊田市環境部局との協議により決定すること。また、環境モニタリングの記録は豊田市へ全て提出すること。

2.3.5 安全運転モニタリング

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、安全運転モニタリングとしてPCB処理施設が安全に運転されていることを常時監視し、運転データはもちろんのこと、トラブルやミスも含めて詳細に記録に残すこと。なお、安全運転モニタリングの記録は豊田市へ全て提出すること。

2.3.6 緊急時のための対応

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、処理装置の火災や爆発、PCB管理区域からのPCB漏洩等の事故に備えて、豊田市、保健所、病院、消防署、警察署等への緊急連絡体制を整備すること。また、万が一の事故が生じた場合、適切な措置を行うこと。

2.3.7 その他の措置（マニュアルの整備、作業員の教育・訓練の実施）

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、以下の措置を実施すること。

作業マニュアル、施設点検マニュアル、事故時対応マニュアル等の整備

施設の安全運転のための日常的な作業員教育の実施

万が一の事故を想定した訓練の実施

2.4 地域住民の理解を得るための措置

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体が、PCB廃棄物の処理に関して地域住民の理解を得るために実施すべき事項を以下に記す。

2.4.1 地域住民との合意形成

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、PCB廃棄物の処理に関して地域住民の“安心”を生み出すために、PCB廃棄物の処理施設の整備、PCB廃棄物の処理、安全対策・環境保全対策等の実施状況についての分かり易い説明、意見交換等を行うこと。

2.4.2 事業主体の報告義務

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、PCB廃棄物の処理状況や安全対策環境保全対策の実施状況に関して豊田市へ詳細に報告すること。

2.5 処理方法

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体が、採用するPCB廃棄物の処理方法について実施すべき事項を以下に記す。

2.5.1 収集・運搬

次年度「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」で検討予定。

2.5.2 PCB廃棄物の前処理及びPCB汚染油の無害化处理

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体は、以下の評価尺度によるテクニカルアセスメントの実施結果に基づいて、適切な処理技術を選択すること。については、豊田市の地域特性や万が一の事故が生じた場合の安全性・環境保全性を考慮した処理技術の評価結果を「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」平成12年度報告書に記載しているので、その結果を参考にすること。

- 関係法令の基準遵守、実用化の進捗度
- 地域環境への影響の少なさ
- 地球環境への影響の少なさ
- 事故等の異常発生時における安全性の高さ
- 作業環境の安全性の高さ
- 技術的熟度・レベルの高さ
- 処理対象物に対する適用性の高さ

2.5.3 容器等の後処理

次年度「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」で検討予定。

第3章 豊田市の果たすべき役割

3.1 事業主体との協定の締結

豊田市は、市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業主体とPCB処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定を締結すること。

3.2 PCB処理に関する市民の理解を深めるための取り組み

豊田市が、PCB廃棄物の処理に関して豊田市民の理解を深めるために実施すべき事項を以下に記す。

3.2.1 PCB処理の必要性・安全性の普及・啓発

豊田市は、PCB処理の必要性・安全性の普及・啓発を図ること。

3.2.2 PCB処理施設の設置手続き等の確実な実施

豊田市は、関係法令・要綱に規定されたPCB処理施設の施設立地に関する手続き、及び、PCB処理の実施に関する手続きを、事業主体が確実に実施するように対処すること。また、豊田市と事業主体との間の上記の手続き状況は公表すること。

3.2.3 環境保全・安全対策の実施状況の定期的チェック及び結果の公表

豊田市は、事業主体とのPCB処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定に基づいて、PCBの処理状況や環境保全・安全対策の実施状況等の報告を事業主体から受けて、その内容を定期的にチェックするとともに、その結果を公表すること。

3.2.4 住民参加による安全監視委員会の設置・運営

豊田市は、市内でPCB廃棄物の処理が行われる場合、学識経験者、地域住民、事業主体、豊田市で構成される安全監視委員会を設置・運営すること。

3.3 PCB廃棄物の保管事業者へ適正処理を促すための取り組み

豊田市は、市内に残存するPCB廃棄物の適正処理を促すために、PCB廃棄物の保管事業者（PCB使用機器の使用事業者も含む。）に対して、以下のような取り組みを行うこと。

PCB廃棄物の保管事業者へのインセンティブの付与

PCB廃棄物の保管事業者（PCB使用機器の使用事業者も含む。）に対して、適正処理を促す重点的な行政指導

PCB廃棄物処理促進のための誘導

3.4 安全監視委員会の設置と運営

豊田市が、市内でPCB処理を実施する計画が出された場合に設置すべき安全監視委

員会の機能や運営方法等を以下に記す。

3.4.1 安全監視委員会の機能

豊田市は、安全監視委員会が、地域住民、事業主体、豊田市が学識経験者とともに一堂に会し、PCB処理の実施状況等に関する報告、質疑応答を含めた忌憚のない双方向の意見交換等が実施できる、いわゆるリスクコミュニケーションの場となるように配慮すること。

3.4.2 安全監視委員会の運営

豊田市は、安全監視委員会の事務運営を行うとともに、必要に応じて報告資料の作成、委員会への報告等を実施すること。

3.4.3 対策の実施の確保

豊田市は、安全監視委員会の意を受けて、事業主体がPCB処理に係る安全面・環境面での対策等が確実に実施されるよう努めること。

3.4.4 住民への情報公開

豊田市は、協定に基づいて事業主体から報告を受けたPCB処理に関する情報については、三つの例外（特許技術等の技術上の情報、プライベート情報、費用に係る情報）を除いて基本的に情報公開の対象とし、地域住民の参加する安全監視委員会へ報告すること。